

信濃町農業機械整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰により経済的に影響を受けている農業者に対して経営支援をすることを目的として、経営規模拡大を目指す農業者が新たに農業機械の整備をする場合の費用の一部に対し補助金を交付することについて、信濃町補助金交付規則（昭和48年信濃町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金を受けようとする者は（以下「交付対象者」という。）は次の全てに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人又は、町内に主たる事務所を置く法人である者
- (2) 直近の耕作面積が2ha以上かつ、農産物の販売収入（仕入れ販売分を除く。）が200万円以上あること。
- (3) 申請から2年以内に耕作面積を2割以上又は、50a以上の面積を拡大すること。
- (4) 農業経営を5年以上継続する意思を有していること。
- (5) 町税等の滞納がないこと（分納誓約書により納付を履行している者を除く。）。
- (6) 信濃町暴力団排除条例（平成23年信濃町条例第23号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(交付対象事業及び補助金額等)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内とし、補助金の対象になる事業（以下「交付対象事業」という。）及び補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 交付対象者は、農業機械整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあつては、直近の収支内訳書（農業所得用）の写し又は青色申告決算書（農業所得用）の写し
- (2) 法人にあつては、直近の法人決算書及び農産物の販売金額が確認できるもの
- (3) 整備する農業機械の費用がわかるもの
- (4) 振込先口座が確認できるもの
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 同一年度内における交付申請については、交付対象者1名につき1回までとし、申請可能な農業機械は1機までとする。

(交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定により申請があつた場合は、受付順により申請書類を審査し、適当又は不適当であると決定したときは農業機械整備事業補助金交

付決定（不決定）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（実績報告）

第6条 前条の規定により交付が決定した者（以下「交付決定者」という。）は、整備した農業機械の支払い完了後30日以内に、農業機械整備事業補助金実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 整備した農業機械の納品書及び請求書
- （2） 支払ったことがわかる書類
- （3） 整備した農業機械の写真
- （4） その他町長が必要と認めるもの

（額の確定）

第7条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出あったときは、関係書類を審査し、農業機械整備事業補助金交付額決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 交付決定者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、農業機械整備事業補助金交付請求書（様式第5号）により補助金を速やかに請求するものとする。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条の規定により交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	対象経費	要件	補助率等
農業機械整備事業	新品の農業機械整備費 1機当たり 税別300万円以上であること。	<p>1 汎用性の高い機械（運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダ、バックホウ等）は原則として対象から除くものとするが、以下の要件を全て満たす場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。</p> <p>(2) 農業経営において真に必要なものであること。</p> <p>(3) 整備後の適正利用が確認できるものであること。</p> <p>2 交付決定以降に事業を開始し、交付決定した年の12月31日までに納品が可能な農業機械であること。</p> <p>3 個人間の売買ではない農業機械であること。</p> <p>4 他の補助事業に該当しないこと。</p> <p>5 買い替え整備の場合、該当する買い替え前の農業機械が、整備したときから起算し耐用年数以上経過したものでなければならない。</p>	補助率は、10分の3以内とし、上限額は、100万円とする。 なお、千円未満は切捨てとする。